設計業務共通仕様書
共通編

平成20年(2008年)９月１日付け20建政技第172号　平成20年10月１日適用
平成20年(2008年)９月９日付け20建政技第182号　平成20年10月１日適用
平成21年(2009年)２月23日付け20建政技第338号　平成21年４月１日適用
一部改正：平成21年(2009年)11月２日付け21建政技第265号　平成21年12月１日適用
一部改正：平成22年(2010年)５月７日付け22建政技第 50号　平成22年６月１日適用
一部改定：平成28年(2016年)９月５日付け28建政技第139号　平成28年10月１日適用
一部改定：平成29年(2017年)９月１日付け29建政技第155号　平成29年10月１日適用
一部改定：平成30年(2018年)９月21日付け30建政技第168号　平成30年10月１日適用
一部改定：平成31年(2019年)３月19日付け30建政技第334号　平成31年４月１日適用
一部改定：令和元年(2019年)９月19日付け元建政技第228号　令和元年10月１日適用
一部改定：令和２年(2020年)９月３日付け２建政技第178号　令和２年10月１日適用
一部改定：令和３年(2021年)９月９日付け３建政技第181号　令和３年10月１日適用
一部改定：令和５年(2023年)９月29日付け５建政技第171号　令和５年10月１日適用
一部改定：令和６年(2024年)９月30日付け６建政技第167号　令和６年10月１日適用
一部改定：令和７年(2025年)３月24日付け６建政技第382号　令和７年４月１日適用
一部改定：令和７年(2025年)９月26日付け７建政技第189号　令和７年10月１日適用
一部改定：令和８年(2026年)９月24日付け８建政技第192号　令和８年10月１日適用

目　次

第１編　共通編
第１章　総則
3-1-1　適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-1**
3-1-2　用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-1**
3-1-3　受発注者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-4**
3-1-4　業務の着手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-4**
3-1-5　設計図書の支給及び点検・・・・・・・・・・・・・・ **3-4**
3-1-6　監督員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-4**
3-1-7　管理技術者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-5**
3-1-8　照査技術者及び照査の実施・・・・・・・・・・・・・ **3-5**
3-1-9　担当技術者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-6**
3-1-10 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-6**
3-1-11 打合せ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-7**
3-1-12 業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-7**
3-1-13 資料の貸与及び返却・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-8**
3-1-14 関係官公庁への手続き等・・・・・・・・・・・・・・ **3-8**
3-1-15 地元関係者との交渉等・・・・・・・・・・・・・・・ **3-8**
3-1-16 土地への立入り等・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-9**
3-1-17 成果物の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-9**
3-1-18 関連法令及び条例の遵守・・・・・・・・・・・・・・ **3-10**
3-1-19 検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-10**
3-1-20 修補・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-10**
3-1-21 条件変更等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-10**
3-1-22 契約変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-11**
3-1-23 履行期間の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-11**
3-1-24 一時中止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-11**
3-1-25 発注者の賠償責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-12**
3-1-26 受注者の賠償責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-12**
3-1-27 部分使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-12**
3-1-28 再委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-12**
3-1-29 成果物の使用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-13**
3-1-30 守秘義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-13**
3-1-31 個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-13**
3-1-32 安全等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-13**
3-1-33 臨機の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-14**
3-1-34 履行報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-14**
3-1-35 屋外で作業を行う時期及び時間の変更・・・・ **3-14**
3-1-36 行政情報流出防止対策の強化・・・・・・・・・ **3-15**
3-1-37 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 **3-16**
3-1-38 保険加入の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-16**

第２章　設計業務等一般

3-2-1　使用する技術基準等・・・・・・・・・・・・・・ **3-17**
3-2-2　現地踏査・・・・・・・　　・・・・・・・・・ **3-17**
3-2-3　設計業務等の種類・・・・・・・・・・・・・・・ **3-17**
3-2-4　調査業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-17**
3-2-5　計画業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-17**
3-2-6　設計業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-17**
3-2-7　調査業務の条件・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-18**
3-2-8　計画業務の条件・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-18**
3-2-9　設計業務の条件・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-18**
3-2-10 調査業務及び計画業務の成果・・・・・・・・・ **3-20**
3-2-11 設計業務の成果・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-20**
3-2-12 環境配慮の条件・・・・・・・・・・・・・・・・ **3-21**
3-2-13 維持管理への配慮・・・・・・・・・・・・・・・ **3-21**

主要技術基準及び参考図書 ・・・・・・・・・・・・・・ **3-22**

第１章 総 則

3-1-1　適用

1.　設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、長野県建設部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む）に係る設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2.　設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

3.　特記仕様書、図面共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

4.　現場技術業務、測量業務及び地質土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

3-1-2　用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は､次の各項に定めるところによる。

1.　「発注者」とは、長野県事務処理規則（昭和39年長野県規則5号）の規定に基づき予算執行の権限を有する者（専決するものを含む。）をいう。

2.　「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

3.　「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者である。

4.　「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

5.　「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

6.　「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

7.　「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

8.　「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

9.　「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

10.　「契約書」とは、長野県財務規則第140条に基づいて作成された設計業務等委託契約書をいう。

11.　「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

12.　「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

13.　「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

14.　「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

15.　「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。

16.　「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。

17.　「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

18.　「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

19.　「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

20.　「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

21.　「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

22.　「報告」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

23.　「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

24.　「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

25.　「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。

26.　「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。

27.　「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

28.　「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

29.　「提示」とは、受注者が監督員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

30.　「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示が行われたものを有効とする。
　ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。

31.　「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。

32.　「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。

33.　「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

34.　「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

35.　「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。

36.　「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

37.　「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

38.　「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

39.　「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
　なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

40.　「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

41. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

3-1-3　受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

3-1-4　業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

3-1-5　設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

3-1-6　監督員

1. 発注者は、設計業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

3-1-7　管理技術者

1.　受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

2.　管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

3.　管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「ＲＣＣＭ」という。）の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4.　管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

5.　管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

6.　管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

7.　管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

3-1-8　照査技術者及び照査の実施

1.　受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。
　なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2.　設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはＲＣＣＭ（業務に該当する登録技術部門）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

(5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、
発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。

(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。

(7) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領長野県 建設部」に基づき実施するものとする。
Ⅰ 樋門・樋管詳細設計
Ⅱ 排水機場詳細設計
Ⅲ 築堤護岸詳細設計
Ⅳ 道路詳細設計（平面交差点を含む）
Ⅴ 橋梁詳細設計
Ⅵ 山岳トンネル詳細設計
Ⅶ 共同溝詳細設計
Ⅷ 仮設構造物詳細設計
Ⅸ 砂防施設詳細設計

3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

3-1-9 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、３名までとする。

2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

3. 担当技術者は、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

3-1-10 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（ 以下「委託料」という。） に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3.　受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は３名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

3-1-11　打合せ等

1.　設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2.　設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3.　管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

4.　打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

5.　監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。

※１ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※２　ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

6.　受注者は、電子納品及び情報共有に係る事項に関して協議を行うものとする。

3-1-12　業務計画書

1.　受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2.　業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1)　業務概要　　(2)　実施方針
(3)　業務工程　　(4)　業務組織計画
(5)　打合せ計画　　(6)　成果物の品質を確保するための計画
(7)　成果物の内容、部数　　(8)　使用する主な図書及び基準
(9)　連絡体制(緊急時含む)　　(10) 使用する主な機器
(11) その他

(2) 実施方針又は(11)その他には、3-1-31個人情報の取扱い、3-1-32安全等の確保及び3-1-36行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3.　受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4.　監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3-1-13　資料の貸与及び返却

1.　監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

2.　受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。

3.　受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4.　受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

3-1-14　関係官公庁への手続き等

1.　受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2.　受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

3-1-15　地元関係者との交渉等

1.　契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの

交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会いするとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

3-1-16 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

3-1-17 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。

3.　受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（ＳＩ）とする。

4.　受注者は、「電子納品に係る実施要領」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

3-1-18　関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

3-1-19　検査

1.　受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

2.　発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3.　検査職員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 設計業務等成果物の検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省）」に基づくものとする。

3-1-20　修補

1.　受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2.　修補は、修補処理規程（平成15年４月１日15会検第１号［最終改正 令和元年12月19日元契検第95号］）に基づき処理する。

検査職員は、検査の結果、当該工事を適切と認められないときは、合否判定を保留し、検査結果検討会議に諮り、その結果を発注機関の長に通知する。

発注機関の長は、受注者に修補を指示する。

3. 指示された期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第２項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

3-1-21　条件変更等

1.　契約書第18条第１項第５号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第１項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2.　監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

3-1-22　契約変更

1.　発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
(1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
(2) 履行期間の変更を行う場合
(3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
(4) 契約書第31条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合

2.　発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
(1) 3-1-21の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
(3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

3-1-23　履行期間の変更

1.　発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2.　発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3.　受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4.　契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

3-1-24　一時中止

1.　契約書第20条第１項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。
　なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、3-1-33臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不適当と認めた場合
(3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適当又は不可能となった場合
(4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
(6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合

2.　発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員

が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。

3.　前２項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

3-1-25　発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

3-1-26　受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合

(3) 受注者の責により損害が生じた場合

3-1-27　部分使用

1.　発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

(1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合

(2) その他特に必要と認められた場合

2.　受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

3-1-28　再委託

1.　契約書第７条第１項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

(1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2.　契約書第７条第３項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。

3.　受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

4.　受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導､管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、長野県の建設コンサルタント業務入札参加資格者である場合は、入

札参加停止期間中であってはならない。

3-1-29　成果物の使用等

1.　受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。

2.　受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

3-1-30　守秘義務

1.　受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2.　受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

3.　受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を3-1-12に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4.　受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

5.　取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

6.　受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

7.　受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

3-1-31　個人情報の取扱い

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、契約書の別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3-1-32　安全等の確保

1.　受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2.　受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。

3.　受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4.　受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5.　受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

6.　受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7.　受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8.　受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

3-1-33　臨機の措置

1.　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。

2.　監督員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

3-1-34　履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

3-1-35　屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1.　受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

2.　受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない（※）。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。
※メール、情報共有システム等、記録（書面）に残るものとし、口頭のみによる連絡は不可。

3-1-36　行政情報流出防止対策の強化

1.　受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、3-1-12で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2.　受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

１）受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

２）受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

３）受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

１）受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、3-1-12で示す業務計画書に記載するものとする。

２）受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ　本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
ロ　電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
ハ　電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ　情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
ロ　セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
ハ　セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
ニ　セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
ホ　情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（事故の発生時の措置）

1）受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
2）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

3-1-37 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。

3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、入札参加停止等の措置を講じることがある。

4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

3-1-38 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第２章　設計業務等一般

3-2-1　使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

3-2-2　現地踏査

1.　受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を地下埋設物も含め把握するものとする。

2.　受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。

3-2-3　設計業務等の種類

1.　設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。

2.　この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

3-2-4　調査業務の内容

調査業務とは、3-2-2 の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

3-2-5　計画業務の内容

計画業務とは、3-1-13 に定める貸与資料及び3-2-1 に定める技術基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

3-2-6　設計業務の内容

1.　設計業務とは、3-1-13 に定める貸与資料及び3-2-1 に定める技術基準等及び設計図書等を用いて、原則として、概略設計、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。

2.　概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。

3.　予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果物及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計

とする。

4. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果物、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

3-2-7 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、3-1-13 に定める貸与資料、3-2-1 に定める技術基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。

2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、3-1-13 に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。

3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、3-1-13 の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。

4. 受注者は、設計図書及び3-2-1 に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

3-2-8 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、3-1-13 に定める貸与資料、3-2-1 に定める技術基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。

2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、3-1-13 に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。

3. 受注者は、本条２項に基づき作業を行った結果と、3-1-13 の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。

4. 受注者は、設計図書及び3-2-1 に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

3-2-9 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、3-1-13 に定める貸与資料、3-2-1 に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。

2.　受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、3-1-13 に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。

3.　受注者は、本条2項において、3-1-13 の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。

4.　受注者は、設計図書及び3-2-1 に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

5.　受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。

6.　設計に採用する材料、製品は原則としてＪＩＳ、ＪＡＳの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。

7.　設計において、長野県「土木構造物標準設計図」及び建設省（国土交通省）土木構造物標準設計図集に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。

8.　受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。

9.　受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

10.　電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。

11.　受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された１ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。
　この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12.　受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとす

る。
　また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。
　なお、これらの設計にあたっては、長野県産建設資材の積極的な利用を検討するものとする。

13.　受注者は、「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例」に基づき「長野県内の建築物等における県産材利用方針」別表５に規定されている工法については、木材を利用した技術・工法が採用できるか検討を行うものとする。

3-2-10　調査業務及び計画業務の成果

1.　調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第２編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。

2.　受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。

3.　受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

4.　受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。

5.　受注者は、成果物の作成にあたって、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。

3-2-11　設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書
　設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。
(2) 設計計算書等
　計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。
(3) 設計図面
　設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。
(4) 数量計算書
　数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。
　ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、概算工事費を算定する場合には、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(ｲ) 計画工程表 (ﾛ) 使用機械 (ﾊ) 施工方法

(ﾆ) 施工管理 (ﾎ) 仮設備計画 (ﾍ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

3-2-12 環境配慮の条件

1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。
2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第6条の規定による「国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。

3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

4. 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成18年6月）の趣旨に配慮した設計を行うものとする。

3-2-13 維持管理への配慮

1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。

主要技術基準及び参考図書

R8 .10 現在

〔１〕共　通			
№.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
1	国道交通省制定　土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	―
2	土木製図基準　［2009年改訂版］	土木学会	H21.2
3	水理公式集　2018年版	土木学会	R元.3
4	ＪＩＳハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R7.3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元.9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
9	移動式ｸﾚｰﾝ,杭打機等の支持地盤養生ﾏﾆｭｱﾙ	日本建設機械化協会	H12.3
10	長野県土木工事共通仕様書（建設部）令和８年版	長野県建設部	R8.10
11	地盤調査の方法と解説（２分冊）	地盤工学会	H25.3
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	R2.12
13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H28.10
14	公共測量　作業規程の準則	国土交通省	R5.3
15	公共測量 作業規定の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	R5.3
16	公共測量 作業規定の準則（平成28年3月31日改正版）解説と運用　基準点測量編　応用測量編	日本測量協会	R6.4
17	公共測量 作業規定の準則（平成28年3月31日改正版）解説と運用　地形測量及び写真測量編	日本測量協会	R6.6
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6.3
19	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19. 11

20	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	R6.2
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6. 3
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6.3
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3
25	2022年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	R5.3
26	2023年制定 舗装標準示方書	土木学会	R5.10
27	2023年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	土木学会	R5.9
28	2023年制定 コンクリート標準示方書(土木学会規準および関連規準)＋（JIS 規格集)	土 木 学 会	R5.10
29	2022年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)	土 木 学 会	R5.3
30	2023年制定　コンクリート標準示方書（施工編）	土木学会	R5.9
31	2022年制定　コンクリート標準示方書（基本原則編）	土木学会	R6.9
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R6.3
33	CAD製図基準	国土交通省	H29.3
34	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3
35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R5.3
36	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い･保管要領(案)同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6
37	ｺﾝｸﾘｰﾄﾗｲﾌﾞﾗﾘｰ66 号 ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工法設計施工指針	土木学会	H 3.4
38	2016年制定 ﾄﾝﾈﾙ標準示方書［共通編］・同解説［山岳工法編］・同解説	土木学会	H28.8
39	2016年制定 ﾄﾝﾈﾙ標準示方書［共通編］・同解説［ｼｰﾙﾄﾞ工法編］・同解説	土木学会	H28.8
40	2016年制定 ﾄﾝﾈﾙ標準示方書［共通編］・同解説［開削工法編］・同解説	土木学会	H28.8

41	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本ﾄﾝﾈﾙ技術協会	S57.3
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針（改訂版）	日本ﾄﾝﾈﾙ技術協会	H11.2
43	日本下水道協会規格（ＪＳＷＡＳ） ｼｰﾙﾄﾞ工事用標準ｾｸﾞﾒﾝﾄ（Ａ－３，４）	日本下水道協会	R6.4
44	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日本建設機械化協会	H16.12
45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H 4.11
46	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説（JGS4101-2012）	地盤工学会	H24.5
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本ｱﾝｶｰ協会	H15.5
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ｼﾞｪｯﾄｸﾞﾗｳﾄ協会	R6.10
49	ジェットグラウト工法（積算資料）	日本ｼﾞｪｯﾄｸﾞﾗｳﾄ協会	R6.10
50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術ｾﾝﾀｰ	H 6.10
51	土木研究所資料　大規模地下構造物の耐震設計法、ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ	建設省土木研究所	H 4.3
52	薬液注入工法の設計施工指針	日本ｸﾞﾗｳﾄ協会	H元.6
53	薬液注入工法設計資料	日本ｸﾞﾗｳﾄ協会	R7.6
54	薬液注入工法積算資料	日本ｸﾞﾗｳﾄ協会	R7.6
55	近接基礎設計・施工要領（案）	建設省土木研究所	S58.6
56	煙・熱感熱知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7
57	高圧受電設備規程	日本電気協会	R7.11
58	防災設備に関する指針－電源と配線及び非常用の照明装置－ 2004 年版	日本電設工業協会	H16.9
59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H 7.8

60	日本建設機械要覧　2022年版	日本建設機械施工協会	R4.3
61	建設工事に伴う騒音振動対策ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ(第３版)	日本建設機械施工協会	H13.2
62	建設発生土利用技術マニュアル　第4班	土木研究センター	H25.11
63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11
64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	R6.8
65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版（案）	国土地理院	H20.3
66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】 第2.3 版	国土地理院	
67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5
68	地すべり対策技術設計実施要領　H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11
69	「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にｲﾇﾜｼ、ｸﾏﾀｶ、ｵｵﾀｶｰ」	環境省	H24.12
70	環境大気常時監視マニュアル第６版	環境省　水・大気環境局	H22.3
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ.基本評価編	環境庁	H27.10
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ.地域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12.4
73	画的評価支援システム操作マニュアル(本編)Ver.4.0.1	環境省　水・大気環境局	R6.3
74	改訂・解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R2.11
76	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R6.11
77	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R6.9

78	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R6.9
79	製品仕様書等サンプル（案）撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）	国土地理院	R6.9
80	製品仕様書等サンプル　写真地図作成	国土地理院	R6.9
81	製品仕様書等サンプル　航空レーザ測量	国土地理院	R6.9
82	製品仕様書等サンプル　応用測量	国土地理院	R6.9
83	製品仕様書等サンプル　三次元点群データ作成	国土地理院	R6.9
84	土木工事数量算出要領	国土交通省	最新版
85	土木工事数量算出要領　数量集計表様式（案）	国土交通省	最新版
86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国土地理院	H24.5
87	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H30.2
88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7
89	マルチ GNSS 測量マニュアル（案）　近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	R2.6
90	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6
91	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4
92	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	H21.4
93	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6
94	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領（案）	国土交通省	H28.3
95	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28.7
96	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H29.3
97	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたｺﾝｸﾘｰﾄの活用検討委員会	H29.3

98	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023 年版）	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル改訂委検討委員会	R5.3
99	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（改訂版）	土木研究所（編集）地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4
100	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル（暫定版）	土木研究所（編集）	H17.12
101	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所（監修）土木研究センター（編集）	H21.10
102	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
103	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
104	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1
105	**i-Construction推進のための3次元数値地形図データ作成マニュアル**	国土地理院	R7.4
106	**3D都市モデル標準製品仕様書**	国土交通省	－
107	**3D都市モデル整備のための測量マニュアル**	国土交通省	－
108	**3D都市モデル整備のためのBIM活用マニュアル**	国土交通省	－

注意：最新版を使用するものとする。

［２］河川・海岸・砂防・ダム関係			
No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
1	張出しタイプ流木補足工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2.3
2	建設省所管ﾀﾞﾑ事業環境影響評価技術指針	建 設 省	S60.9
3	「ダム事業における環境影響評価の考え方」	ダム水源地環境整備ｾﾝﾀｰ	H12.12
4	「放水路事業における環境影響評価の考え方」	リバーフロント整備ｾﾝﾀｰ	H13.6
5	改訂河川計画業務ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ	日本河川協会	H 2.4
6	国土交通省河川砂防技術基準調査編	国土交通省	R6.3
7	河川砂防技術基準計画編	国土交通省	R6.3
8	改訂建設省河川砂防技術基準　設計編	国土交通省	R5.10
9	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(河川編)	国土交通省	R3.10
10	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3
11	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(砂防編)	国土交通省	R6.6
12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1
13	増補改訂(一部修正)版　防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例	日本河川協会	H19.9
14	流域貯留施設等技術指針(案) －増補改訂版－	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4
15	港湾の施設の技術上の基準･同解説	日本港湾協会	H30.5
16	数字で見る港湾　2024	日本港湾協会	R6.8
17	水門鉄管技術基準 ・第５回改訂版(水門扉編)-付解説- ・水門鉄管技術基準（水圧鉄管・鉄鋼構造物編，溶接・接合編） ・水門鉄管技術基準（FRP(M)水圧管編）	（一社）電力土木技術調査協会	H19.9 H19.6 R6.9 R2.7
18	柔構造樋門設計の手引き	国土技術研究ｾﾝﾀｰ	H10.11

19	河川土工マニュアル	国土開発技術研究ｾﾝﾀｰ	H21.4
20	ダム・堰施設技術基準（案）	国土交通省	H28.3
21	ダム・堰施設技術基準(案)　基準解説編・ﾏﾆｭｱﾙ編	ﾀﾞﾑ･堰施設技術協会	R2.7
22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ﾀﾞﾑ・堰施設技術協会	H13.12
23	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ﾀﾞﾑ・堰施設技術協会	R2.10
24	ゲート用開閉装置（機械式）設計要領（案）	ダム・堰施設技術協会	H12.8
25	ゲート用開閉装置（油圧式）設計要領（案）	ダム・堰施設技術協会	H12.6
26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3
27	揚排水ポンプ設備技術基準　同解説	河川ﾎﾟﾝﾌﾟ施設技術協会	R2.1
28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30.8
29	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3
30	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8
31	仮締切堤設置基準（案）	国土交通省 河川局治水課	H26.12
32	鋼矢板二重式仮締切設計ﾏﾆｭｱﾙ	国土技術研究ｾﾝﾀｰ	H13.5
33	堤防余盛基準について	建設省治水課	S44.1
34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3
35	ダム構造物管理基準　改訂	日本大ダム会議	S61.11
36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6
37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
38	令和8年度版　河川水辺の国勢調査 基本調査ﾏﾆｭｱﾙ（河川版）	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	R7.9

39	平成28年度版　河川水辺の国勢調査 基本調査ﾏﾆｭｱﾙ（ﾀﾞﾑ湖版）	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1
40	河川関係法令例規集（加除式）	第１法規	－
41	「護岸の力学設計法」	国土技術研究ｾﾝﾀｰ	R5.10
42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3
43	漁港・漁場の施設の設計の手引 2023年版	全国漁港漁場協会	R5.4
44	ｼﾞｬｹｯﾄ式鋼製護岸設計指針（案）	日本港湾協会	S52.3
45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行
46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2
47	河川における樹木管理の手引き	ﾘﾊﾞｰﾌﾛﾝﾄ整備ｾﾝﾀｰ	H11.9
48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究ｾﾝﾀｰ	H 5.6
49	河川構造物設計業務ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（護岸設計業務）	国土開発技術研究ｾﾝﾀｰ	H 5.10
50	河川構造物設計業務ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（樋門・樋管設計業務）	国土開発技術研究ｾﾝﾀｰ	H 8.11
51	河川構造物設計業務ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（堰・床止め設計業務）	国土開発技術研究ｾﾝﾀｰ	H 8.11
52	土木構造物設計マニュアル(案) －樋門編－	全日本建設技術協会	H14.1
53	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究ｾﾝﾀｰ	H10.12
54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3
55	緩傾斜堤の設計の手引き　改訂版	全国海岸協会	H18.1
56	人工ﾘｰﾌの設計の手引き（改訂版）の一部改定	全国海岸協会	H29.6
57	治水経済調査マニュアル（案）	国土交通省河川局	R6.4
58	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3
59	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本ﾏﾘｰﾅﾋﾞｰﾁ協会	H17.10

60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発ｾﾝﾀｰ	H3.3
61	農地防災事業便覧　平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1
62	漁港計画の手引き　平成４年度改定版	全国漁港協会	H 4.11
63	漁港海岸事業設計の手引き	全国漁港協会	R3.3
64	水と緑の渓流づくり調査	建設省 河川局砂防部	H3.8
65	渓流環境整備計画策定ﾏﾆｭｱﾙ(案)	建設省 河川局砂防部	H6.9
66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省 河川局砂防部	H3.1
67	ﾀﾞﾑ貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27.3
68	ｸﾞﾗｳﾁﾝｸﾞ技術指針・同解説	国土技術研究ｾﾝﾀｰ	H15.7
69	鋼製砂防構造物設計便覧（平成３年版）	砂防・地すべり技術ｾﾝﾀｰ	R3.9
70	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省 河川局砂防部	H11.4
71	新版　地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H15.6
72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 －急傾斜地崩壊防止 工事技術指針－	全国治水砂防協会	R元.5
73	ﾀﾞﾑ事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4
74	ﾌｨﾙﾀﾞﾑの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究ｾﾝﾀｰ	H3.7
75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6
76	改訂3版　ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑの細部技術	ﾀﾞﾑ技術ｾﾝﾀｰ	H22.7
77	ﾙｼﾞｵﾝﾃｽﾄ技術指針・同解説	国土開発技術研究ｾﾝﾀｰ	H18.7

78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（平成23年改訂版）	電力土木技術協会	H23.3
79	ﾀﾞﾑの地質調査	土木学会	S62.6
80	ﾀﾞﾑの岩盤掘削	土木学会	H4.4
81	原位置岩盤試験法の指針 -平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12
82	軟岩の調査･試験の指針(案) ～1991年版～	土木学会	H3.11
83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5
84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H19.7
86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2
87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18.1
88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30.6
89	河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）	リバーフロント整備センター	H13.8
90	河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）	国土交通省	H30.12
91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル	国土交通省 水管理・国土保全局	R6.3
92	試験湛水実施要領（案）	国土交通省	H11.10
93	台形CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H26.6
94	改訂版 巡航RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2
95	貯水池周辺の地すべり等に係る調査と対策に関する技術指針・解説	国土交通省	H31.3
96	活断層地形要素判読マニュアル	（独）土木研究所材料地盤研究グループ（地質）他	H18.3

97	正常流量検討の手引き（案）	国土交通省	H19.9
98	洪水予測システムチェックリスト	国土技術政策総合研究所	H22.5
99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第４版）	国土交通省	H27.7
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第５版）	国土交通省	R6.3
101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	R5.5
102	砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
104	多自然川づくりポイントブックⅢ 河川改修時の課題と留意点	リバーフロント整備センター	H23.10
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6
106	中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き（第２版）	国土交通省	H28.3
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2
108	海岸施設設計便覧2000 年版	土木学会	H12.11
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R2.4
111	津波浸水想定の設定の手引きVer.2.11	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R5.4
112	津波の河川遡上解析の手引き（案）	国土技術研究センター	H19.5
113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.1）	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28.4

114	海岸における水防警報の手引き（案）	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22.3
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾	H21.6
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R5.3
117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R3.1
118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R3.1
119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R3.1
120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)H24.3	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R3.1
121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R4.3
122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	R3.6
123	土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁大気海洋部、国土交通省国土技術政策総合研究所	R5.3

124	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省 水管理・国土 保全局砂防部砂防 計画課	R2.10
125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4
126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局 砂防部	R5.3
127	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H25.3
128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局 砂防部	H20.1
129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）	国土交通省河川局 砂防部保全課	H22. 2
130	山地河道における流砂水文観測の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24. 4
131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25. 1
132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル（案）	土木研究所	H24.6
133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1
134	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12
135	深層崩壊の発生の恐れのある渓流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11
136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7
137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12
138	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2
139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22.3
140	火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H4.4
141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9

142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11
143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	R4.3
144	砂防関係施設点検要領(案)	長野県	H28.9
145	海岸施設設計便覧（2000 年版）	土木学会	H12.11
146	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7.4
147	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19.3
148	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24.2
149	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25.6
150	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）	国土交通省	H27.3
151	中小河川計画の手引き（案）	中小河川計画検討会	H11.9
152	水文観測業務規定	国土交通省	H29.3
153	水文観測業務規定細別	国土交通省　水管理・国土保全局	H29.3
154	水文観測ﾃﾞｰﾀ統計処理要領	国土交通省　水管理・国土保全局	H26.3
155	水文観測ﾃﾞｰﾀ品質照査要領	国土交通省　水管理・国土保全局	H26.3
156	水文観測	全日本建設技術協会	H14
157	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13.9
158	流量観測の高度化ﾏﾆｭｱﾙ（高水流量観測編）	土木研究所	H28.6
159	河川結氷時の流量推定手法ﾏﾆｭｱﾙ（案）	寒地土木研究所	H24.3
160	河川構造物の耐震性能照査指針・解説 （Ⅰ.共通編、Ⅲ.自立式構造の特殊堤編、Ⅴ.揚排水機場編）（Ⅱ.堤防編）（Ⅳ.水門・樋門及び堰編）	国土交通省水管理国土保全局治水課	H24.2 H28.3 R2.6

161	高規格堤防盛土設計・施工ﾏﾆｭｱﾙ	（財）ﾘﾊﾞｰﾌﾛﾝﾄ整備ｾﾝﾀｰ	H12.3
162	多自然型川づくり基本指針	国土交通省河川局	R6.6
163	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局河川環境課・治水課・防災課	H22.8
164	大河川における多自然型川づくり　-Q&A形式で理解を深める-	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H31.3
165	実践的な河川環境の評価・改善の手引き(案)	(財)リバーフロント研究所	H31.3
166	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H30.3
167	高潮浸水想定区域図作成の手引きVer. 2.00	農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、海岸室、港湾局海岸・防災課	R5.4
168	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2.6
169	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き（案）	国土交通省　水管理・国土保全局河川環境課	R2.6
170	豪雨時の土砂生産をともなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合研究所	H27.11
171	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	H30.11
172	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	R2.6
173	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R4.5

注意：最新版を使用するものとする。

〔３〕道 路 関 係			
№.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	道路環境影響評価要覧（1992年版）	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	R3.3
4	第７次改定　道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程－運用と解説－	日本林道協会	R3.12
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
8	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6
10	交通工学ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ2014	交通工学研究会	H25.12
11	ｸﾛｿｲﾄﾞﾎﾟｹｯﾄﾌﾞｯｸ(改訂版)	日本道路協会	S49.8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
13	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL 7th Edition	Transportation Research Board	2022
15	平面交差の計画と設計 基礎編 －計画・設計・交通信号制御の手引き－	交通工学研究会	H30.11
16	平面交差の計画と設計・応用編　2007	交通工学研究会	H19.10
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1
18	交通工学実務双書第４巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
19	改訂　生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29.6
20	道路環境影響評価の技術手法（平成２４年度版）及び道路環境影響評価の技術手法 4.騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和２年度版）	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25.3

21	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
22	道路土工－切土工・斜面安定工指針　（平成21年度版）	日本道路協会	H21.6
23	道路土工－盛土工指針（平成22年度版）	日本道路協会	H22.4
24	道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年度版）	日本道路協会	H24.8
25	道路土工－仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3
26	道路土工－擁壁工指針（平成24年度版）	日本道路協会	H24.7
27	道路土工－カルバート工指針（平成21年度版）	日本道路協会	H22.3
28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工ﾏﾆｭｱﾙ　第４版	土木研究ｾﾝﾀｰ	H26.8
29	補強土（ﾃｰﾙｱﾙﾒ）壁工法設計・施工ﾏﾆｭｱﾙ　第４回改訂版	土木研究ｾﾝﾀｰ	H26.8
30	ｼﾞｵﾃｷｽﾀｲﾙを用いた補強土の設計・施工ﾏﾆｭｱﾙ 第二回改訂版	土木研究ｾﾝﾀｰ	H25.12
31	ｱﾃﾞﾑｳｫｰﾙ（補強土壁）工法設計・施工ﾏﾆｭｱﾙ	土木研究ｾﾝﾀｰ	H26.12
32	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設計・施工ﾏﾆｭｱﾙ（鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製・ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製）	全国ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ協会	H30.4
33	下水道用強化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ複合管道路埋設指針（平成11年改定）	強化プラスチック複合管協会	H11.3
34	下水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管道路埋設指針	塩化ﾋﾞﾆﾙ管継手協会	H11.3
35	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ製品協会	H24.3
36	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10
37	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	日本道路協会	H29.11
38	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	日本道路協会	H29.11
39	道路橋示方書・同解説 （Ⅲｺﾝｸﾘｰﾄ橋・ｺﾝｸﾘｰﾄ部材編）	日本道路協会	H29.11
40	道路橋示方書・同解説 （Ⅳ下部構造編）	日本道路協会	H29.11
41	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	日本道路協会	H29.11

42	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2.9
43	鋼道路橋設計便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2.9
44	鋼道路橋施工便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2.9
45	道路橋耐風設計便覧（H19改訂版）	日本道路協会	H20.1
46	杭基礎設計便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2.9
47	杭基礎施工便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R5.2
48	鋼管矢板基礎設計施工便覧（令和4年度改訂版）	日本道路協会	R5.2
49	斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年度版）	日本道路協会	R3.10
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1
51	コンクリート道路橋設計便覧　（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2.9
52	コンクリート道路橋施工便覧　（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2.9
53	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.4
54	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30.12
55	鋼道路橋防食便覧 改訂版	日本道路協会	H26.3
56	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2
57	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4
58	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3
59	鋼構造架設設計施工指針（2024年版）	土木学会	R7.1
60	美しい橋のデザインマニュアル第１集	土木学会	H5.3
61	美しい橋のデザインマニュアル第２集	土木学会	H5.7
62	・橋の美　Ⅰ（道路橋景観便覧） ・橋の美　Ⅱ（道路橋景観便覧） ・橋の美　Ⅲ（橋梁ﾃﾞｻﾞｲﾝﾉｰﾄ）	日本道路協会	S52.7 S56.6 H4.5
63	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)	日本道路協会	H20.10

64	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
65	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9 月改訂版）	日本道路協会	H元.9
66	道路トンネル維持管理便覧 【本体工編】（令和２年版）	日本道路協会	R2.8
67	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11
68	道路ﾄﾝﾈﾙ観察･計測指針　平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2
69	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10
70	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2
71	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9
72	舗装設計施工指針　平成18年版	日本道路協会	H18.2
73	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12
74	舗装設計便覧	日本道路協会	H18.2
75	舗装施工便覧	日本道路協会	H18.2
76	ｱｽﾌｧﾙﾄ混合所便覧(平成８年版)	日本道路協会	H 8.10
77	舗装再生便覧　令和６年版	日本道路協会	R6.3
78	砂利道の歴青路面処理指針	日本ｱｽﾌｧﾙﾄ協会	S59. 9
79	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本ｱｽﾌｧﾙﾄ協会	S61. 9
80	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
81	製鋼スラグ路盤設計施工指針	編集：鉄鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会 発行：土木研究センター	H27.3
82	インターロッキングブロック舗装設計施工要領　平成29年版	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29.3
83	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	R6.7
84	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年版	国土交通省	H27.3

85	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5
86	舗装性能評価法－必須および主要な性能指標の評価法編－	日本道路協会	H25.4
87	舗装性能評価法別冊－必要に応じ定める性能指標の評価法編－	日本道路協会	H20.3
88	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
89	舗装調査・試験法便覧（平成31年度版）（全４分冊）	日本道路協会	H31.3
90	道路震災対策便覧(震前対策編)　平成18年度改訂版	日本道路協会	H18. 9
91	道路震災対策便覧(震災復旧編)　令和４年度改訂版	日本道路協会	R5.3
92	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日本道路協会	R元.7
93	落石対策便覧　（平成29年12月改訂版）	日本道路協会	H29.12
94	道路緑化技術基準・同解説　改訂版	日本道路協会	H28.3
95	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29.3
96	道路防雪便覧	日本道路協会	H 2. 5
97	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
98	プレキャストコンクリート共同溝設計･施工要領(案)	道路保全技術ｾﾝﾀｰ	H 6. 3
99	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
100	ｷｬﾌﾞｼｽﾃﾑ技術ﾏﾆｭｱﾙ(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8
101	防護柵の設置基準・同解説（改訂版）/ボラード設置便覧	日本道路協会	R3.3
102	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3
103	道路標識設置基準・同解説　改訂版	日本道路協会	R2.6
104	道路標識構造便覧	日本道路協会	R2.6
105	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10

106	道路照明施設設置基準・同解説（H19改訂版）	日本道路協会	H19.10
107	道路・ﾄﾝﾈﾙ照明器材仕様書　平成30年版	建設電気技術協会	H31.3
108	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）	国土交通省	H27.3
109	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
110	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
111	道路標識ハンドブック（2021 年度版） 道路標識ハンドブックⅡ　（2024年度版） 道路標識ハンドブックⅢ　（2024年度版）	全国道路標識・標示業協会	R4.1 R6.9 R6.9
112	路面標示ハンドブック 第５版	全国道路標識・標示業協会	H30.10
113	駐車場設計･施工指針・同解説	日本道路協会	H 4.11
114	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9
115	（補訂版）道路のデザイン 道路デザイン指針（案）とその解説	日本みち研究所	H29.11
116	景観に配慮した道路付属物等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ	日本みち研究所	H29.11
117	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1
118	道路防災総点検要領［豪雨・豪雪等］	道路保全技術センター	H 8.8
119	道路防災総点検要領［地震］	道路保全技術センター	H 8.8
120	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H 8.12
121	道路防災点検の手引［豪雨・豪雪等］	道路保全技術センター	H19.9
122	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領（案）	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3
123	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R6.7
124	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14.5
125	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領（案）	高速国道課長、国道課長、有料道路課長	H15.3

126	PCT桁橋の間詰めコンクリート点検要領（案）	国道課長	H15.1
127	橋梁における第三者被害予防措置要領（案）	国道・防災課長	H28.12
128	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領（案）	国道・防災課長	H27.3
129	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R5.3
130	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H29.3
131	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R6.3
132	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
133	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
134	付属物（標識、照明施設等）点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
135	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30.9
136	舗装性能評価法―必須および主要な性能指標編―（平成25年版）	日本道路協会	H25.4
137	舗装性能評価法―必要に応じ定める性能指標の評価法編―	日本道路協会	H20.3
138	令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版　ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉 じん等の測定）	建設業労働災害防止協会	R6.4
139	道路管理施設等設計指針（案）・道路管理施設等設計要領（案）	日本建設機械施工協会	H15.7
140	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7
141	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3
142	ラウンドアバウトマニュアル 2021	交通工学研究会	R3.8
143	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	R6.6

144	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	R3.11
145	舗装種別選定の手引き	日本道路協会	R3.12
146	ＰＣコンポ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリート建設業協会	R3.1
147	アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日本道路協会	R5.3
148	三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の 抽出要領（案）	国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課 課長補佐	R3.10
150	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン	厚生労働省	R6.3

注意：最新版を使用するものとする。

〔４〕電気・機械・設備等			
No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
1	日本電機工業会(ＪＥＭ)規格	日本電機工業会	―
2	（解説）電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	R4.6
3	内線規程　JEAC 8001-2022	日本電気協会	R4.12
4	電気通信設備工事共通仕様書　令和6年版	国土交通省	R6.4
5	電気通信設備施工管理の手引き　平成30年版	建設電気技術協会	H30.9
6	建築設備設計基準　令和6年版	国土交通省	R6.8
7	公共建築工事標準仕様書［電気設備工事編］令和4年度版	国土交通省	R4.5
8	公共建築工事標準仕様書［機械設備工事編］令和4年度版	国土交通省	R4.8
9	公共建築設備工事標準図［電気設備工事編］令和4年度版	国土交通省	R4.5
10	公共建築設備工事標準図［機械設備工事編］令和4年版	国土交通省	R4.8
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	R4.10
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12.3
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建設電気技術協会	H25.3
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3
16	電気通信施設設計要領・同解説（電気編）	建設電気技術協会	R5
17	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	建設電気技術協会	R5
18	電気通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）	建設電気技術協会	H30.1
19	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建設電気技術協会	H31.4
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	建設電気技術協会	H18,11
21	機械工事塗装要領（案）・同解説	国土交通省	R3.2

22	機械工事共通仕様書（案）	国土交通省	R6.3
23	機械工事施工管理基準（案）	国土交通省	R3.3
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H27.3
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H27.3
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル（案）	国土交通省	H30.3
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H28.3

注意：最新版を使用するものとする。